

## 広島県告示第七百三十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾土生港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和三年十一月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和三年八月二日

土生港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 地方港湾土生港放置等禁止区域

#### 1 浜上地区（その一・その二）

##### （一）区域の範囲

基点一から基点九までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

##### （二）点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市因島三庄町の国土地理院三等三角点「向崎」（北緯三四度一七分三  
五秒一六八九、東経一三三度一二分〇四秒九一〇一、標高一二三・四六メートル）

基点一 基準点から三二八度二五分四二秒の方向七〇九・七二メートルの点

基点二 基点一から四二度五二分三五秒の方向二〇・〇〇メートルの点

基点三 基点二から三二二度五二分三五秒の方向八四・三六メートルの点

基点四 基点三から三二七度三二分四三秒の方向七五・六六メートルの点

基点五 基点四から三三九度〇五分〇五秒の方向一六一・六七メートルの点

基点六 基点五から三五九度五二分〇三秒の方向一七八・九五メートルの点

基点七 基点六から一八度一〇分一四秒の方向一四・〇七メートルの点

基点八 基点七から一七度四三分五五秒の方向二〇・七六メートルの点

基点九 基点八から二九〇度〇五分〇七秒の方向四五・七〇メートルの点

### 2 小用地区

##### （一）区域の範囲

基点一と基点六までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

##### （二）点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市因島三庄町の国土地理院三等三角点「向崎」（北緯三四度一七分三  
五秒一六八九、東経一三三度一二分〇四秒九一〇一、標高一二三・四六メートル）

基点一 基準点から一八二度一九分〇〇秒の方向三一二・二一メートルの点

基点二 基点一から一七八度四六分五七秒の方向三二〇・六九メートルの点

基点三 基点二から一七七度五六分四四秒の方向八一・三六メートルの点

基点四 基点三から二四三度一〇分五五秒の方向九五・〇八メートルの点

基点五 基点四から二六一度一四分〇三秒の方向三七五・六四メートルの点

3

基点六 基点五から三五〇度四四分〇八秒の方向二〇・〇〇メートルの点  
家老渡地区

(一) 区域の範囲

基点一と基点五までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域  
(二) 点の位置(基点の表示角度は真北方向による。)

基準点 尾道市因島三庄町の国土地理院四等三角点「家老渡」(北緯三四度一六分  
五〇秒〇六二二、東経一三三度一分四六秒九七四二、標高二一・二一メートル)

基点一 基準点から一一四度〇八分三四秒の方向三〇〇・〇八メートルの点

基点二 基点一から八三度四一分一七秒の方向二一・一三メートルの点

基点三 基点二から一五四度五二分二五秒の方向一八・〇五メートルの点

基点四 基点三から一八二度〇三分四〇秒の方向四七・四八メートルの点

基点五 基点四から二二九度一八分四〇秒の方向八〇・四九メートルの点

二 地方港湾土生港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物